

大分県環境教育等行動計画



平成26年3月

大分県

～もくじ～

はじめに

第1章 行動計画の基本的事項

第1節 行動計画策定の背景	1
第2節 行動計画の位置付け・期間等	2
第3節 環境教育等の目的	2
第4節 用語の定義	3
第5節 各主体の役割	4

第2章 環境教育等の基本的な方向

第1節 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向	6
第2節 環境教育の推進方策についての取組の方向	6
第3節 協働取組についての取組の方向	8

第3章 行動計画

行動計画 体系図	9
第1節 人材の育成と活用	10
第2節 参加の場や機会づくり	11
第3節 協働取組の推進	14
第4節 教材・学習プログラムの整備と活用	15
第5節 効果的な情報提供	16

第4章 行動計画の推進・進行管理

第1節 推進体制	17
第2節 進行管理	17

資料編

「ごみゼロおおいた作戦」とは	19
事業・事例紹介	20
計画策定の経過	30

はじめに

「美しく快適な大分県づくりを進める」ことを目標に平成15年度から取組を進めてきました「ごみゼロおおいた作戦」は、県民の皆様のおかげで10周年を迎えることができました。

この間、地域での牽引役として環境美化活動や3Rの普及啓発など様々な活動をされてきた「ごみゼロおおいた推進隊」は158団体に、身近な清掃活動などを行う「ごみゼロ隊」は1,927団体になりました。また、環境美化キャンペーンの「120万人県民一斉ごみゼロ大行動」の参加者が35万人に上るなど、県民の皆様の環境意識の高まりを強く感じています。

しかしながら、ごみのポイ捨て、川や海の水質、また地球温暖化対策まで広範な課題にさらに取り組んでいく必要があります。

そのためには、私たち一人ひとりが環境問題に関心を持ち、自らができることを学び、行動をおこし、人と人とのつながりを広げていくことが必要です。また、「ごみゼロおおいた推進隊」をはじめとする地域の環境活動のリーダーの育成も重要です。

こうしたことから、平成18年に策定した「大分県新環境教育・学習基本方針」に代え、本県における環境教育に関し、方向性及び具体的行動計画を示し、総合的、計画的に推進するための「大分県環境教育等行動計画」を新たに策定しました。

この行動計画に沿って、家庭、学校、地域社会、事業者等と連携、協働を図りながら、県民一人ひとりが自主的・主体的に環境保全活動等に取り組むとともに、環境教育・啓発も推進してまいります。

結びに、行動計画の策定にあたりご尽力いただきました「ごみゼロおおいた作戦県民会議」環境教育・ボランティア部会委員の皆様方をはじめ、ご意見やご提言をいただきました多くの県民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

大分県生活環境部長 富高松雄

第1章 行動計画の基本的事項

第1節 行動計画策定の背景

1 環境を取り巻く現状

私たちは、地球上の様々な資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きています。20世紀半ば以降、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムのもと、効率性、利便性を追求した日常生活や事業活動を送ってきました。

このことにより、水質汚濁、大気汚染、廃棄物の増加等による埋め立て処分場のひっ迫などの身近な環境問題をもたらし、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨や生物多様性の危機など、地球規模での環境問題として顕在化してきました。

また、世界中の経済が密接に関わり合っている現在、我が国にいながらも世界の様々な場所で発生している環境問題と無縁ではいられなくなっています。

このため、私たちは「地球市民」として環境問題に取り組むことが求められています。

さらに、2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震やこれに伴う原子力発電所の事故を受けて、わが国全体において、人と人とのつながり、地域とのつながりやボランティアなどの社会への貢献が強く意識されるようになりました。

2 国の取組

国においては、「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」（2005年～2014年）を受けて、「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」（2005年12月）を策定しました。私たち一人ひとりが世界の人々や将来の世代、また環境との関連性の中で生きていることを認識し、行動を変革することが必要であり、そのための教育（ESD）を実施することとしています。

また、2006年に「教育基本法」、2007年に「学校教育法」が改正され、「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が追加されました。これに即した「新学習指導要領」が小学校（2011年）、中学校（2012年）、高等学校（2013年～）、それぞれ導入されました。

さらに、2011年6月には、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、①民間団体等との協働、②学校教育における環境教育の充実等が強く盛り込まれた「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布されました。これに基づく国の基本方針が2012年6月に定められ、2012年10月に法律が完全施行されました。

3 大分県のこれまでの取組・ごみゼロおおいた作戦の展開

本県では、複雑・多様化した環境問題に取り組んでいくために、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、1998年3月に「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を策定し、また、1999年9月には「大分県環境基本条例」を制定しました。これらに基づき、環境教育・学習の推進を施策の一つに掲げて、推進基盤の整備や多様な場における環境教育・学習の推進を図るため、2000年3月に「大分県環境教育・学習基本方針」を策定して、環境教育・学習事業を進めてきました。

2003年9月から大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、「ごみゼロおおいた作戦」を展開したことにより、一人ひとりの環境に関する意識を高め、積極的に環境問題に取り組む人材を育てていくための環境教育・学習の推進の重要性が再認識されました。

その後、「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～」やその部門計画で

ある「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおい推進基本プラン～」(2005年11月・2012年3月改訂)にも、環境教育・学習の推進を施策の展開の一つに掲げて、推進基盤の整備や多様な場における環境教育・学習の推進をこれからの主な取組事項と決めました。

これらを受けて、2006年1月に新たに「大分県新環境教育・学習基本方針」を策定し、
①様々な個人・団体が、自発的に環境保全に取り組み、その輪が広がる環境を作ること
②環境やいのちを大切に、具体的な行動をとる人材をつくる環境教育
③自発性の尊重、役割分担、連携等への配慮
の3つを主要な施策のポイントとして環境教育・学習を進めてきました。

さらに、平成21年6月からはじめた「レジ袋無料配布の中止の取組」も着実に定着してきており、現在では34事業所1組合367店舗(平成25年10月現在)が取り組み、県民のマイバック持参率も85%程度で推移しています。このレジ袋無料配布中止に伴う収益金の一部を寄付していただき、幼児・児童向けの環境劇やワークショップ等の環境教育を実施しています。

4 行動計画策定の趣旨

「大分県新環境教育・学習基本方針」(2006年1月)は、策定から相当期間が経過し、その間の社会情勢等が変化したことなどからこれを廃止し、ESDや民間団体等との協働取組の推進及び学校教育における環境教育の充実を図るための環境教育等を総合的、計画的に推進するため、「大分県環境教育等行動計画」を策定します。

第2節 行動計画の位置付け・期間等

1 行動計画の位置付け

「大分県環境教育等行動計画」の位置づけは、以下のとおりです。

(1)「大分県環境基本条例」第9条に基づいて、また、「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～」(2012改訂版)の環境部門の計画として策定された「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおい推進基本プラン～」(2012年改訂版)の環境教育等に関する計画とします。

(2)「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育促進法」という。)第8条の行動計画とします。

2 対象期間

「大分県新環境基本計画」の計画期間に合わせて、平成26年度から27年度までとします。

第3節 環境教育等の目的

1 目的

今私たちは、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環など多くの課題に直面しています。こうした課題は、私たち自身が、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の一部として取り組まなくてはなりません。そのため、一人ひとりが自らの問題として環境や環境問題に関心を持ち、環境保全活動について自ら考え、主体的に行動する人づくりが必要です。

そこで、「大分県環境教育等行動計画」では、本県における環境教育等に関し、方向性及び具体的行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより、「持続可能な社

会の構築」及び本県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承する県民運動である「ごみゼロおおいた作戦」を担っていける人材の育成を目指します。

2 環境教育等で目指す人間像

(1) 環境教育等で目指す人間像は以下のとおりです。

- ①知識の習得に限らず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人
- ②知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人
- ③他者と議論し、合意形成することのできる人
- ④「人と自然」、「人と人」、「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することができる人
- ⑤他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人
- ⑥理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人
- ⑦既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人
- ⑧ごみゼロおおいた作戦が目指す「美しく快適な大分県づくり」を推進できる人

第4節 用語の定義

「持続可能な開発のための教育（ESD）」

ESDとは「持続可能な開発のための教育」（Education for Sustainable Development）の略称。環境、人権、健康福祉、多文化共生、まちづくりなどをテーマとして、NGO、NPO、学校、企業などが行う持続可能な社会づくりに向けた人づくりにつながる全ての活動をいう。

「国連持続可能な開発のための教育の10年」

地球環境問題、貧困、紛争などさまざまな課題を解決するためには人づくりが重要として、2002年のヨハネスブルグサミットにおいて日本が「持続可能な開発のための教育の10年（ESDの10年）」を提案し、同年の国連総会にて、2005年から2014年までの10年間をESDの10年とする旨の決議案を提出、満場一致で採択された。これを受け、国際的な取組として、現在ESDは各国で進められている。

「環境教育」

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

「環境保全活動」

地球環境保全、公害の防止、生物多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良質な環境の創出を含む。）を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

「環境保全の意欲の増進」

環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与あって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるものをいう。

「環境教育等」

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進の総称をいう。

「協働取組」

県民、民間団体、地方公共団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組をいう。

第5節 各主体の役割

1 家庭の役割

現在の環境問題を解決するためには、県民一人ひとりが自らのこととしてとらえ、考え、主体的に行動していくという姿勢が必要で、その基本は、社会構成の最小単位である家庭からはじまります。

家庭内での節電や節水といった省資源・省エネルギーや3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組は、子どもに多大な影響を与えることから、親を対象とした環境教育の実施や親と子どもと一緒に参加できる学習プログラムなどを通して環境教育を実施することが必要です。

また、家庭で得た知識や取組を学校、地域社会、職場等で活かすとともに、逆に、学校、地域社会、職場において学んだ取組を家庭生活の中でも反映させるという双方向の視点が必要です。

2 学校の役割

幼稚園から高等学校までの学校教育活動を通じて、自然環境や環境問題に関心・意欲を持つといった基礎的なことから、人間の活動と環境とのかかわりについて、発達の段階に応じた総合的な理解と認識の上に立って責任ある行動がとれる態度を身につけることなどを目指しています。各学校においては、新学習指導要領等に基づき、実体験や自然体験活動及びE S Dの視点を取り入れた環境教育を実施し、持続可能な社会を支える人材の育成が求められます。

また、大学等高等教育機関にあっては、各大学等の特性に応じ、環境保全のほか、環境教育やE S Dのための教育及び研究を行うとともに、講演会や学習会等を通して地域における環境教育に貢献されることが期待されます。

なお、環境教育を進めるにあたっては、教職員の資質向上のための研修を実施することはもちろん、他の行政機関、NPO、地域の事業者等とも連携・協働することにより、外部の人材や資源を活用した効果的な学習を進めることが求められています。

3 地域社会の役割

地域社会は、幼児や高齢者まで幅広い年齢層や多様な職種の人々が居住し、自治会、子ども会、老人クラブ、NPO等様々な組織が活動している場です。それぞれの組織において日々の暮らしに密着した環境保全のための取組や地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を展開し、住民の意識を高めることが求められています。

昔から続く環境と人との関わりや環境との共生の知恵を学び、活かしていくことも大切です。そのための人材の育成や世界農業遺産、日本ジオパーク等の資源を活用した体験の場の活用も求められています。

4 事業者の役割

事業活動は、利便性や生活水準の向上、社会基盤の整備等に貢献する一方で、地域の環境のみならず、地球規模の環境にも少なからず影響を及ぼしています。

事業者は、自らの事業活動による環境負荷を低減するため、環境に配慮した事業活動を実施するとともに、従業員に対して環境教育を行うことが求められています。

また、企業の社会的責任（CSR）として、事業者自らが環境保全活動等を行うとともに、従業員が個人として社会貢献活動に参加しやすい職場づくりを進めることが期待されています。

5 県、市町村の役割

県は、「大分県環境教育等行動計画」に基づき、家庭、学校、地域、事業者、関係機関・団体、NPO等と連携・協働して総合的な取組を行う役割を担っています。

ごみゼロおおいた作戦の更なる発展に向けて、市町村との連携・協働を深めるとともにごみゼロおおいた推進隊をはじめとするボランティア団体等への支援を行い、より地域に密着した取組を充実させていきます。

市町村においては、環境教育促進法第8条に定める環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画の策定に努め、各主体と連携して環境教育等を実施することが求められます。

第2章 環境教育等の基本的な方向

第1節 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向

1 環境問題に自ら進んで取り組むことの重要性

県民、家庭、学校、地域社会、事業者、行政等といったあらゆる主体が、環境問題を自らの問題としてとらえ、環境問題に取り組む必要があります。こうした自覚を持った主体による自発的な取組は、自主性を基にした創意工夫により、より効果的な取組の枠組みを作り出し、取組を更に進める原動力になります。

地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全等今日私たちが直面する課題解決のためには、こうした自発的な取組を必要としています。そのため、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を実施します。

2 あらゆる主体に取組が広がって行くことの重要性

私たちが直面している喫緊の環境問題の解決のためには、あらゆる主体の取組が必要であり、具体的な成果に結びつくような総合的な施策を進めていきます。

取組にあたっては、行政のみならず、県民、家庭、学校、地域社会、事業者が積極的に公共的なサービス等の提供者となって、県民の身近な分野で共助の精神で活動するという「新しい公共」の考え方ともあいまって、社会を構成する各主体による自発的な活動を活性化させることが必要です。

第2節 環境教育の推進方策についての取組の方向

1 発達段階に応じた環境教育

環境問題は、日々の暮らしの中で、意識して取り組むことが大切となっており、環境保全の問題意識や取組を引き出す役割は、家庭、学校、職場、地域等の社会のあらゆる主体やあらゆる場が担っているといえます。

環境教育は、あらゆる場において、また発達段階、生活の在り方に応じ、「関心や気づき」、「理解」、「行動」に結びつくような人材を育てるという視点で行われることが必要です。

2 環境教育が育むべき能力

環境教育が育むべき能力は、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができます。

(1) 未来を創る力

- ①社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ②課題を発見・解決する力
- ③客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- ④情報を活用する力
- ⑤計画を立てる力
- ⑥他者に共感する力
- ⑦多様な視点から考察し、多様性を受容する力 等

(2) 環境保全のための力

- ①地球規模及び身近な環境の変化に気付く力

- ②資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- ③環境配慮行動をするための知識や技能
- ④環境保全のために行動する力 等

3 環境教育に求められる要素

環境教育の実施にあたってはE S Dの視点や環境保全活動、環境保全の意欲の増進といったさまざまな視点からのアプローチが重要です。また日常生活の中で自然の美しさに気づくなど感性を磨くことも必要です。その為の共通の基礎的要素として、以下のことを重視していきます。

(1) 豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと

環境教育を通じて、恵み豊かな環境が人間の存在にとって不可欠であるのみならず、物質的にも精神的にも、さらに、学術的にも価値あるものと認識し、これを大切に思う気持ちをはぐくむことが必要です。

(2) いのちの大切さを学ぶこと

環境教育により、いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことが期待されます。また、この地球上でいのちあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であると感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にできるようになることが必要です。

(3) ふるさとへの誇りや将来への夢をもてるようにすること

郷土の環境を大切に思う気持ちをはぐくみ、ふるさとへの誇りや将来への夢をもてるようにすることが必要です。

(4) 自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと

地域の身近な題材をテーマにさまざまな体験をすることによって、学びに実感が伴い、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

(5) 双方向のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」こと

双方向型のコミュニケーションによって、学習に参加する者から気付きを「引き出す」ことが重要です。またその際には、相手に共感し、相手の気持ちを思いやることも必要です。

(6) 持続可能な社会に向けての道筋を把握するため、人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること

①人間と環境との関わりに関するもの

例えば、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、多様な生態系が微妙なバランスを保つことで、地域の環境が成り立ち、ひいては地球全体の環境が成り立っていること、人間が生きるために必要な水や食料の確保はもちろん、日常の消費生活や事業活動等は健全な環境があって初めて実現するものであること、私たちの活動が、こうした微妙な環境のバランスに影響を与えていること等。

②人間と人間との関わりに関するもの

環境負荷を生み出している社会経済の仕組み、私たちの生活や文化の在り方について

理解すること等。

(7) 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること

環境問題は、科学的に原因を追求し、対策を講ずることが必要です。環境教育も科学的な視点を踏まえ、環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえていくことが求められます。

環境教育を進めるに当たって、環境問題には複雑な因果関係があり、全ての人が環境を破壊したり負荷をかける側にも、環境破壊によって被害を受ける側にもなり得るといふ視点を盛り込むことが重要です。

第3節 協働取組についての取組の方向

県は、大分県におけるNPOとの協働指針「心の通いあう地域づくりのための協働指針～互いに支え合う心豊かな大分県を目指して～」(2012年)を策定し、NPO、事業者、行政等多様な主体が、得意分野の力を活かしながら、環境をはじめとするさまざまな分野で協働し、地域課題の解決を図ることを目指しています。

この協働取組を効果的に実施するためには、次に掲げるような事項に留意することが必要です。

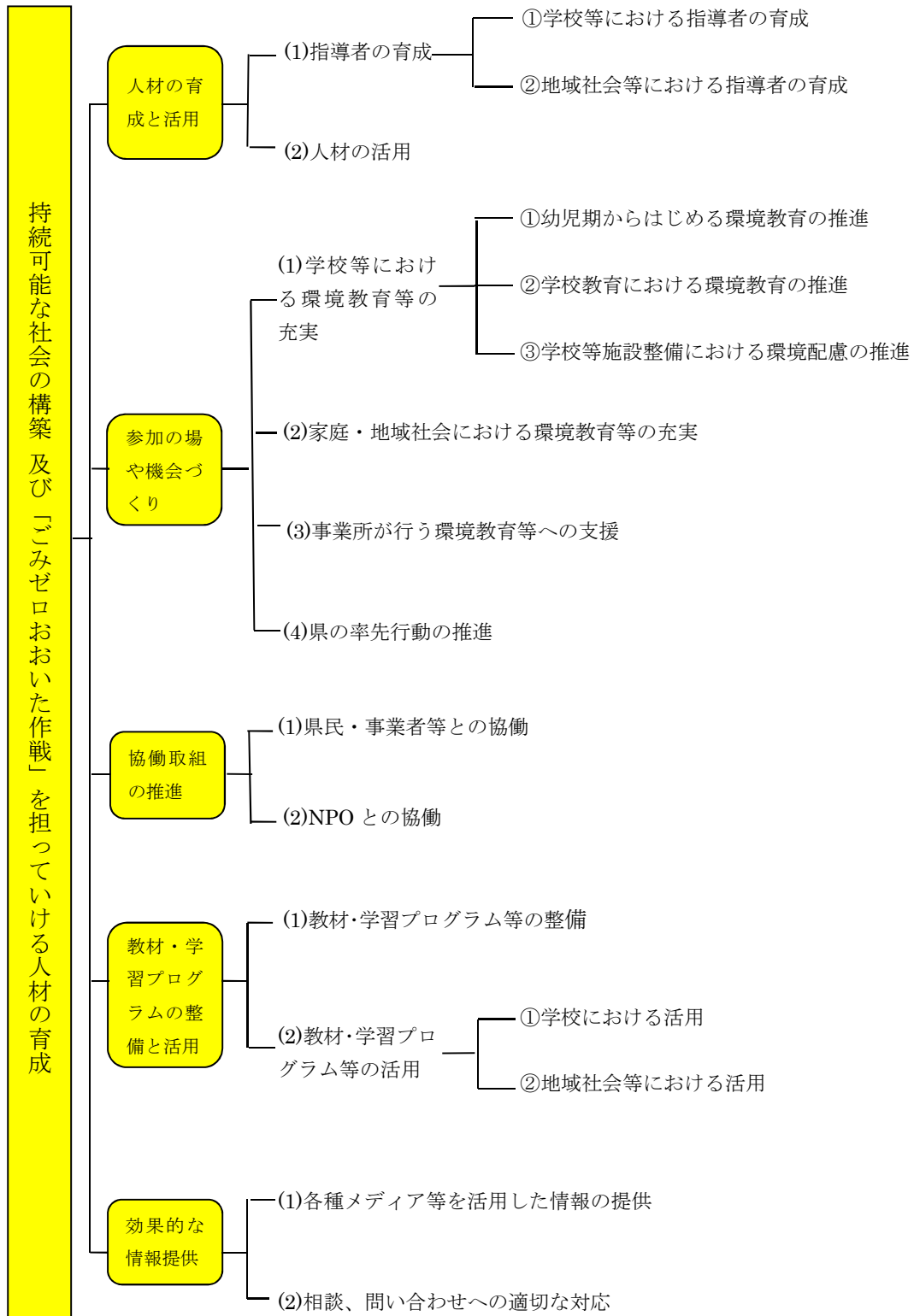
(1) 協働とは、NPO、事業者、行政等の多様な主体が、それぞれの特性を活かし、対等な立場で、共通の目的を達成することです。

協働にあたって大切なことは、相手との相互理解のもと、協働の目的を共有することです。対等な関係で十分な協議を通して、互いの特性や立場の違いを認め、相互理解を深め、それぞれの役割を果たし、ともに取り組むことが重要です。

(2) 環境保全に対する現状認識や問題意識、活動目的などは主体ごとに異なることがあるため、効果的な協働取組を進めるうえで大切なことは、情報開示等による相互理解、NPOの自立的活動基盤の強化、互いに支え合う仕組みの構築、協働機会の拡大です。

第3章 行動計画

行動計画 体系図



第1節 人材の育成と活用

1 行動計画の内容

環境保全等に関する専門的な知識を持った指導者や地域における環境保全活動の指導者の育成と活用に努めます。

(1) 指導者の育成

①学校等における指導者の育成

- ・ 幼児向け環境ワークショップに他の幼稚園・保育園の教員等に参加してもらい、ノウハウの学習を推進します。
- ・ 研修等により教職員の環境に関する知識や理解を深めるとともに、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上に努めます。
- ・ ESDの視点に立って、世界農業遺産や日本ジオパーク等、地域の自然、文化等を総合的に活用した環境教育を推進し、教職員の実践力の向上に努めます。

【具体例：幼児向け環境ワークショップ研修の実施、全国環境学習フェアへの派遣、環境教育リーダー研修基礎講座への派遣 等】

②地域社会等における指導者の育成

- ・ 地域社会における指導者を育成する各種講座、研修会の開設をし、環境保全に関する専門的な知見や実践経験を有し、環境教育を推進する人材の育成と確保に努めます。

【具体例：次代の森林づくり活動リーダー育成研修、森林環境学習指導者スキルアップセミナー、ごみゼロおおいたリーダー養成講座（ごみゼロエコール）、自然体験活動安全管理研修 等】

(2) 人材の活用

指導者等の活用

- ・ 環境保全活動を行っているNPO等との協働のもと、地域社会における環境学習会及び環境保全活動等を推進します。
- ・ 環境教育アドバイザーや森の先生、地球温暖化防止活動推進員、環境カウンセラー等を地域の人材として、学校・地域における体験活動や学習会等の活用を推進します。

【具体例：青少年の家での自然体験活動、環境教育アドバイザーの派遣、森の先生の派遣、森林環境学習指導者の活用 等】

2 行動指標及び目標

- ・ 環境教育アドバイザーの派遣回数増加を目指します。
- ・ ごみゼロエコールの受講者数増加を目指します。
- ・ 幼児向け環境ワークショップ研修を実施します。

指標項目	単位	現状	目標	
		H24	H26	H27
環境教育アドバイザー派遣回数（単年度）	件	82	94	100
ごみゼロエコール受講者数（累計）	人	—	50	80
幼児向け環境ワークショップ研修の実施（単年度）	カ所	—	3	3

第2節 参加の場や機会づくり

1 行動計画の内容

自然体験活動等の実体験を伴う環境教育活動等への参加の場や機会づくりに努めます。

特に、10周年を迎えたごみゼロおいた作戦の今後のテーマである「豊かな水環境の創出」に向けた環境教育に取り組みます。

(1) 学校等における環境教育等の充実

① 幼児期からはじめる環境教育の推進

- ・環境教育アドバイザーや森の先生等を派遣し、環境教育を支援します。
- ・未来を担う子どもを対象に、楽しみながら環境問題について興味を持ち、理解を深めることができるように環境教育に取り組みます。

【具体例：環境教育アドバイザーの派遣、森の先生の派遣、幼児向け環境劇・環境ワークショップの実施、幼児のための森林の環境学習会の開催 等】

② 学校教育における環境教育の推進

- ・各教科、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じた環境教育のさらなる推進に取り組みます。
- ・ごみゼロおいた作戦の取組に積極的に参加するとともに、地域と協働した環境教育に取り組みます。
- ・世界農業遺産¹や日本ジオパーク²等を活用した学習を新たなモデルとして、各地域の自然、文化等を総合的に活用した環境教育の推進を図ります。
- ・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点としてのユネスコスクール³の普及を推進します。
- ・環境教育アドバイザーや森の先生等を派遣し、環境教育を支援します。

1 世界農業遺産とは

社会や環境に適応しながら何世紀にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ、世界的に重要な地域を次世代へ継承することを目的として、2002年に国連食糧農業機関が創設した制度です。2013年5月30日、大分県の国東半島宇佐地域が認定されました。

2 日本ジオパークとは

貴重な地質や地形から大地の成り立ちを学び、その景観や地域で育まれてきた歴史・文化を大切にしながら地域振興や教育の場として活用できる大地の自然公園のことをジオパークと言います。世界ジオパークと日本ジオパークがあります。このうち日本ジオパークとは、日本ジオパーク委員会が認定するもので、2013年9月24日、豊後大野市の「おおいだ豊後大野ジオパーク」と姫島村の「おおいだ姫島ジオパーク」が認定されました。

3 ユネスコスクールとは

1953年、ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整をはかる共同体として発足したASPnet(Associated Schools Project Network)への加盟が承認された学校を、ユネスコスクールと呼んでいます。ユネスコスクールは、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指しており、国はESDの推進拠点として位置づけています。

【具体例：環境教育アドバイザーの派遣、森の先生の派遣、ジオ学習の推進、ユネスコスクール登録の働きかけ 等】

③学校等施設整備における環境配慮の推進

- ・環境に配慮した学校等の施設整備を図り、環境教育の場として活用することを推進します。

【具体例：太陽光発電等の導入、県産木材の活用 等】

(2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実

- ・ごみゼロおおい推進隊やNPO等が行う家庭や地域社会向けの環境教育活動を支援します。
- ・公民館・図書館等における環境学習の機会の充実を図ります。
- ・自治会や老人クラブの環境学習や環境保全活動を支援します。
- ・青少年の家や県民の森等において、自然体験活動を通じて環境学習の機会の充実を図ります。
- ・緑の少年団や子ども会などの青少年団体等が地域において環境保全活動に取り組める機会の充実を図ります。
- ・NPO等と協働して、自然体験活動を取り入れた環境教育に取り組みます。
- ・環境教育アドバイザーや森の先生等を派遣し、環境教育を支援します。
- ・地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員を活用した環境教育に取り組みます。
- ・世界農業遺産や日本ジオパーク、地域の文化財を活用した環境学習の機会の充実を図ります。

【具体例：ごみゼロおおい推進隊連携支援、環境教育アドバイザーの派遣、森の先生の派遣、大分県森林づくりボランティア支援センターの活用、青少年の家での自然体験活動等の開催、こどもエコクラブの推進、次代の森林づくり活動リーダー育成研修の実施、みどりの少年団の推進、公民館での環境講座の開催 等】

(3) 事業所が行う環境教育等への支援

- ・事業所向けの環境教育・学習を推進します。
- ・ごみゼロおおいキャンペーンへの参加等環境保全活動に取り組んでいる事業所「ごみゼロ隊」の自発的な活動を支援します。
- ・環境教育アドバイザーを派遣し、環境教育を支援します。
- ・ボランティア活動に関する情報提供や取組事例の紹介・表彰等を通じてボランティア活動の促進を図ります。
- ・事業所においては、環境マネジメントシステムの認証取得を促進するとともに、環境教育を推進するために必要な環境保全に関する情報の提供に努めます。

【具体例：企業参画の森林づくりへの支援、環境教育アドバイザーの派遣、環境マネジメントシステムセミナーの開催、エコアクション21⁴認証取得のためのコンサル

⁴ エコアクション21とは

事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。

ディングの実施 等】

(4) 県の率先行動の推進

- ・ 県は、環境方針及び目標を達成するための体制・手続き等を定めた大分県環境マネジメントシステムに基づき、職員研修を実施します。
- ・ 職員の環境に対する意識の向上に努めるとともに、職員が進んで環境保全活動に参加する職場風土の醸成を図ります。
- ・ 事業の実施にあたり、環境に対する影響に十分配慮するとともに、環境への負荷の少ない製品やごみ発生抑制・リサイクル、省資源・省エネルギーの推進等の環境負荷低減のための具体的な行動を市町村と協働し、率先して実行します。

【具体例:職階別研修、職能別研修 等】

2 行動指標及び目標

- ・ 環境教育アドバイザーの派遣回数増加を目指します。
- ・ NPO 等と協働して、自然体験活動を取り入れた環境教育に取り組みます。
- ・ 新たな環境教育モデルとして、世界農業遺産や日本ジオパークについての環境学習を推進します。
- ・ 地域と協働した環境教育に取り組みます。
- ・ ユネスコスクールの普及を推進します。
- ・ 公民館等での環境教育の機会の充実を図ります。
- ・ 幼児・児童向け環境劇を実施します。
- ・ 幼児向け環境ワークショップ研修を実施します。
- ・ こどもエコクラブへの登録を推進します。
- ・ 事業所においては、エコアクション21の導入を促進します。
- ・ 森の先生派遣等森林環境教育を実施します。
- ・ 全国水生生物調査への参加を呼びかけます。

指標項目	単位	目 標		
		現 状 H24	H26	H27
環境教育アドバイザー派遣回数(単年度)(再掲)	件	82	94	100
NPO等と協働した児童生徒に対する体験型環境教育の実施(単年度)	団体	—	10	10
世界農業遺産や日本ジオパークを活用した環境教育実施校数(単年度) ※エリア内の小中校数112校	校	—	72	112
高等学校での地域と協働した環境教育の実施件数(単年度)	件	—	10	15
ユネスコスクール登録数(累計)	校	0	6	12
幼児・児童向け環境劇の公演(単年度)	回	26	25	25
幼児向け環境ワークショップ研修の実施(単年度)(再掲)	ヵ所	—	3	3
こどもエコクラブ登録団体数(単年度)	団体	35	41	45

ISO14001 ⁵ 、エコアクション21登録件数（累計）	件	191	210	220
公民館が実施した環境教育関係学級・講座数（単年度）	回	27	36	54
森林環境教育参加者数（単年度）	人	8,500	11,000	12,000
全国水生生物調査への参加団体数（大分市以外）（単年度）	団体	15	18	20

第3節 協働取組の推進

1 行動計画の内容

NPO等の多様な主体と連携し、対等な立場で、相互に協力して行う、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する効果的な協働の取組を推進します。

(1) 県民、事業者等との協働

- ・ごみゼロおおいた作戦の牽引役であるごみゼロおおいた推進隊や地域・家庭や事業者において環境美化活動等を自主的に行っているごみゼロ隊の活動に対して支援するとともに、積極的な情報発信に努めます。
- ・レジ袋無料配布中止の取組に関する協定を結んだ事業者等と協働して幼児・児童向けの環境教育に努めます。

(2) NPOとの協働

- ・「おおいたNPO協働実践マニュアル」の活用などにより、職員及びNPOの知識等の向上に取り組みます。
- ・協働のモデル事例を蓄積し、協働の推進に向け、積極的に活用します。
- ・NPOへの支援を行います。
 - ア NPOに寄附が集まりやすくするため、寄附者に対する税の優遇措置ができるよう、条例の改正などに積極的に取り組むなど、NPOの財務基盤の強化を支援するとともに、おおいたボランティア・NPOセンターによる専門家の派遣や各種研修機会の提供などを通じ、NPOの運営基盤の強化を図ります。
 - イ 「めじろん共創応援基金」（公益財団法人おおいた共創基金が運営）を通じた、NPOに対する県民や事業者の理解と協力の促進に取り組みます。
 - ウ 公益活動に高い意欲を持つNPOに対し、行政の提案公募型事業への参画を促し、その成果を広く紹介し、事業者等への橋渡しを県（市町村）がフォローアップします。

【具体例：ごみゼロおおいたリーダー養成講座（ごみゼロエコール）、幼児・児童向け環境劇、幼児向け環境ワークショップ事業 等】

⁵ ISO14001とは

国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムの国際規格で、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための組織的な仕組みです。

2 行動指標及び目標

- ・環境教育アドバイザーの派遣回数増加を目指します。
- ・NPO等と協働して、自然体験活動を取り入れた環境教育に取り組みます。
- ・ごみゼロエコールの受講者数の増加を目指します。
- ・幼児・児童向け環境劇を実施します。
- ・幼児向け環境ワークショップ研修を実施します。
- ・森の先生派遣等森林環境教育を実施します。

指標項目	単位	現 状	目 標	
		H24	H26	H27
環境教育アドバイザー派遣回数（単年度）（再掲）	件	82	94	100
NPO等と協働した児童生徒に対する体験型環境教育の実施（単年度）（再掲）	団体	—	10	10
ごみゼロエコール受講者数（累計）（再掲）	人	—	50	80
幼児・児童向け環境劇の公演（単年度）（再掲）	回	26	25	25
幼児向け環境ワークショップ研修の実施（単年度）（再掲）	カ所	—	3	3
森林環境教育参加者数（単年度）（再掲）	人	8,500	11,000	12,000

第4節 教材・学習プログラムの整備と活用

1 行動計画の内容

環境教育に関する教材等の整備と活用に努めます。

(1) 教材・学習プログラム等の整備

- ・年齢や環境への関心の程度等に応じた環境学習プログラムの整備を推進します。

【具体例:きらりんネットの提供、森林環境学習プログラムの開発】

(2) 教材・学習プログラム等の活用

①学校における活用

- ・環境教育に関する学習資料（書籍、ビデオ等）の活用を推進します。

【具体例：環境省の環境教育プログラムの活用、大分県環境学習DVD貸出、社会教育総合センター視聴覚資料貸出 等】

②地域社会等における活用

- ・環境に関わる学習資料（書籍、ビデオ等）を環境イベント等での展示等、環境教育の教材として活用します。

【具体例：環境教育プログラムの活用、環境教育教材の貸出 等】

2 行動指標及び目標

- ・市町村、学校、団体等に対し、環境教育に関わる学習資料（教材、ビデオ等）の貸出件数増加を目指します。

指標項目	単位	現 状	目 標	
		H24	H26	H27
環境学習用 DVD 貸出件数（単年度）	件	3	20	50

第 5 節 効果的な情報提供

1 行動計画の内容

各種メディア等を活用し、効果的な情報提供に努めます。

(1) 各種メディア等を活用した情報の提供

- ・大分県における環境教育等を含む環境を守る取組に関し、県・市町村の広報誌やホームページ、マスメディア等により積極的にわかりやすく情報提供します。

【具体例：「大分県森林づくりボランティア支援センター」HP の活用、「まなびの広場 おおいた」HP の活用、きらりんネットの活用 等】

(2) 相談、問い合わせへの適切な対応

- ・大分県における環境教育等を含む環境を守る取組に関する相談、問い合わせ等に適切に対応します。

【窓口：環境全般（生活環境企画課、地球環境対策課、環境保全課、廃棄物対策課）、学校等における環境教育（義務教育課、高校教育課、社会教育課） 等】

2 行動指標及び目標

- ・大分環境学習サイト～きらりんネット～の活用が図られるよう努めます。

指標項目	単位	現 状	目 標	
		H24	H26	H27
おおいた環境学習サイト～きらりんネット～へのアクセス件数（単年度）	件	8,691	9,000	10,000

第4章 行動計画の推進・進行管理

第1節 推進体制

環境担当部局と教育委員会・学校がより緊密に連携・協力し、環境教育等を推進します。また、県内の学識経験者や環境関係の団体、事業者、環境NPO等の役員で構成する「ごみゼロおおいた作戦県民会議」と連携し、環境教育等を効果的に推進します。

第2節 進行管理

1 進捗状況の点検及び公表

県は、環境教育等の取組の実施状況及び行動指標に関わる目標の達成状況を毎年把握し、点検するとともに、環境白書等により公表します。

2 行動計画の見直し

取組の進捗状況や社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

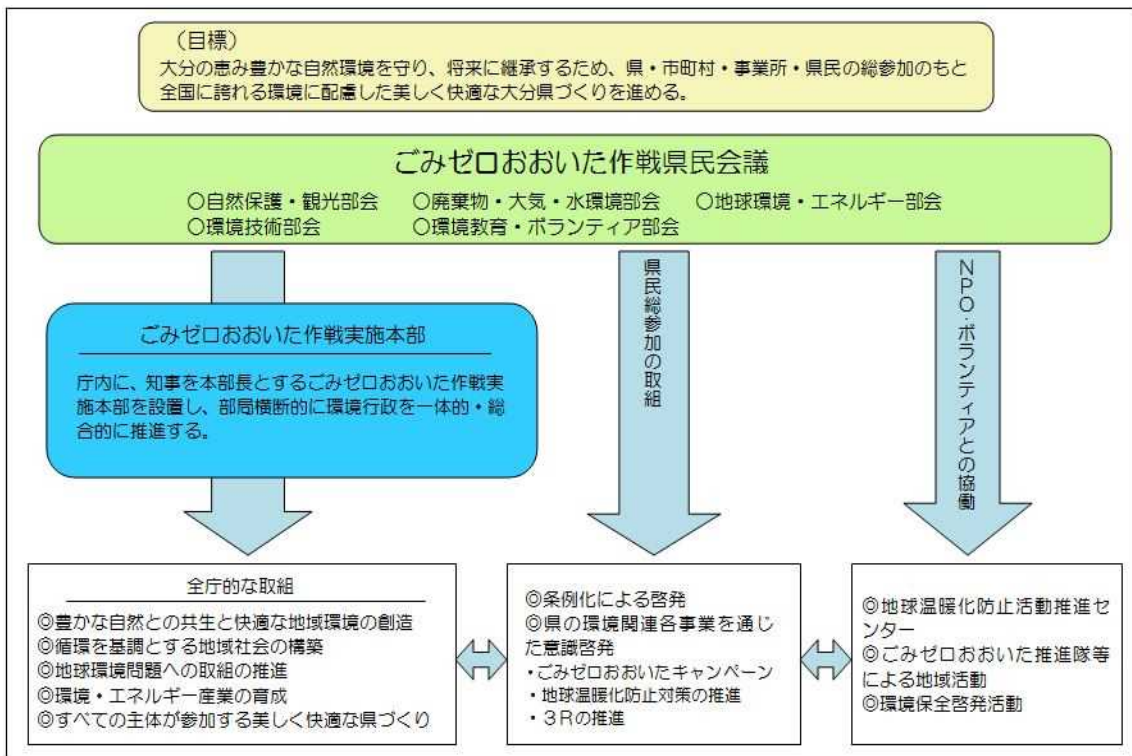
資料編

「ごみゼロおおいた作戦」とは

大分県では、身近なごみ問題から地球温暖化問題といった地球規模に至るまでの環境課題の解決に向けて、平成15年度から「ごみゼロおおいた作戦」を展開しています。

ごみゼロおおいた作戦は、大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、県・市町村・県民総参加のもと、全国に誇れる環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進める」ことを目標に、学識経験者や環境関係の団体、事業所、環境NPO等の役員で構成する「ごみゼロおおいた作戦県民会議」を中心に進めています。

また、県内に、各部に跨る環境行政全般を一体的・総合的に推進するため、知事を本部長とする「ごみゼロおおいた作戦実施本部を設置し、県民会議と緊密に連携しながら各般の環境施策を推進しています。

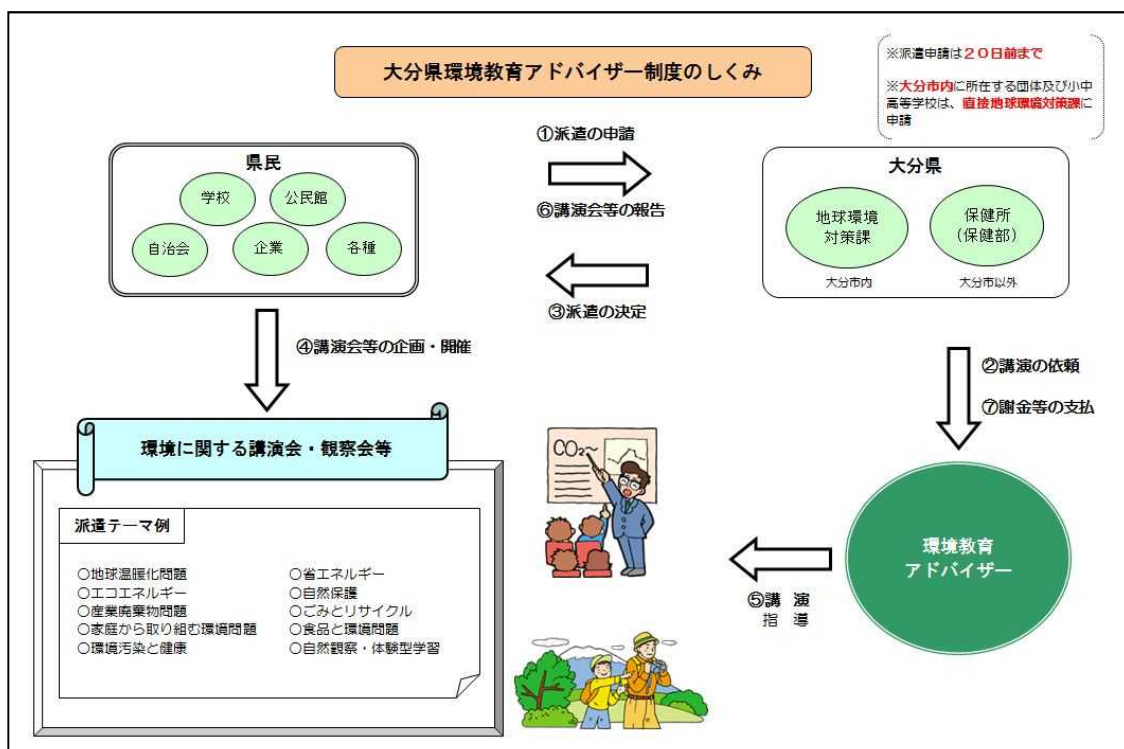


大分県環境教育アドバイザー派遣制度について

環境教育アドバイザー派遣制度は、県内各地域及び学校において、概ね20人以上の環境保全全般を内容とする講演会、研修会、自然観察会等を開催するにあたり、県環境教育アドバイザーを講師として派遣し環境教育・学習を推進することにより、県民一人ひとりとりわけ将来の大分県を担う小中高校生の環境保全意識の高揚を図り、県民総参加による「ごみゼロおおいた作戦」への自主的、主体的な取組みを支援する制度です。

現在、環境問題についての有識者や環境NPO法人等の活動実践者62名と1団体を県が環境教育アドバイザーとして委嘱しています。(H25年6月現在)

なお、環境教育アドバイザーへの謝金・旅費は、県が負担します。



大分県森の先生派遣事業について

森の先生派遣事業は、県内の保育所・幼稚園・小中高等学校・子ども会・放課後児童クラブ・NPO等の団体が行う活動に、県が認定する森の先生を派遣し、森林環境学習活動（自然観察・木育・ネイチャーゲーム等）を通じて、子どもたちの森林や自然に対する理解や関心を高め、次世代の森林づくりを担う人材を育成することを目的とした事業です。

森の先生とは、森に関する専門的知識や森林体験活動等の経験を有する専門家であり、現在の登録者数は253名となっています。（H25年11月現在）

なお、森の先生への謝金・旅費は、県が負担します。



森の先生を派遣します!!

森林は私たちの生活にとって貴重な財産です。森や木と触れあう活動を通じて、「森の先生」が、次代を担う子どもたちに、森林や自然のすばらしさを伝えます。

森の先生とは？
森に関する専門知識や森林体験活動等の経験を有する専門家です。

活用例
学校の総合学習時間に 校内や公園で樹木と触れあう活動を実施
子ども会の夏休みキャンプでネイチャーゲームを実施
保育所で「木のおもちゃ」を使って木育を実施

派遣対象となる活動内容
子どもたちを対象とした森林環境学習活動（自然観察、木育、ネイチャーゲームなど）で、次の要件（1）～（3）を満たすものです。
なお、営利を目的とするなど、森の先生派遣事業の目的に反するものは対象外となります。
(1) 保育所、幼稚園、小中高等学校、子ども会、放課後児童クラブ、NPO等の団体が行う活動
(2) 概ね10人以上の子どもたちの参加者が見込まれるもの
(3) 活動時間が概ね2時間以上のもの

経費について
「森の先生」への謝礼等はありません。活動に必要な器具や材料、傷害保険等は、申請者に準備していただきます。

派遣の申込方法
活動予定日の20日前までに、下記の申込先へ「派遣申請書」を送付してください。
派遣申請書はHP：<http://www.o-midori.jp/>からダウンロードしてください。

お問い合わせ・申込先
大分県森林づくりボランティア支援センター
(NPO法人グリーンインストラクターおおいの内)
〒870-0872 大分市高崎3丁目6-11 電話・FAX：097-546-7830
E-mail：toyomori@o-midori.jp HP：<http://www.o-midori.jp/>



森の先生派遣の流れ

- 1 派遣の申込
6 活動の報告
- 2 派遣の決定
- 3 活動内容の打合せ
- 4 活動の準備
- 5 活動の実施

申請先：小中高等学校、保育所・幼稚園、放課後児童クラブ、子ども会、NPO団体等

支援先：大分県森林づくりボランティア支援センター

1 派遣の申込
森の先生派遣申請書（第2号様式）を活動予定日の20日前までに提出してください。
申請書はHP=<http://www.o-midori.jp/>からダウンロードしてください。

2 派遣の決定
森の先生派遣決定通知書により、派遣する森の先生（氏名、連絡先）をお知らせします。

3 活動内容の打合せ
森の先生と電話等により、活動内容の打合せを行ってください。

4 活動の準備
活動に必要な器具や材料、傷害保険等は申請者が準備してください。
準備に必要な経費は、申請者が負担してください。

5 活動の実施
活動当日は、事故等がないよう十分に注意してください。
大分県及び大分県森林づくりボランティア支援センターは、事故等についての責任を負いません。

6 活動の報告
活動終了後2週間以内に、森の先生派遣報告書（第4号様式）を提出してください。
報告書には、必ず、活動時の写真や資料を添付してください。

幼児向け環境劇について

大分県では、一人ひとりのライフスタイルの転換のきっかけとなる取組として、平成21年6月から、事業者、消費者団体、行政が連携協力して、レジ袋無料配布中止の取組を実施しています。

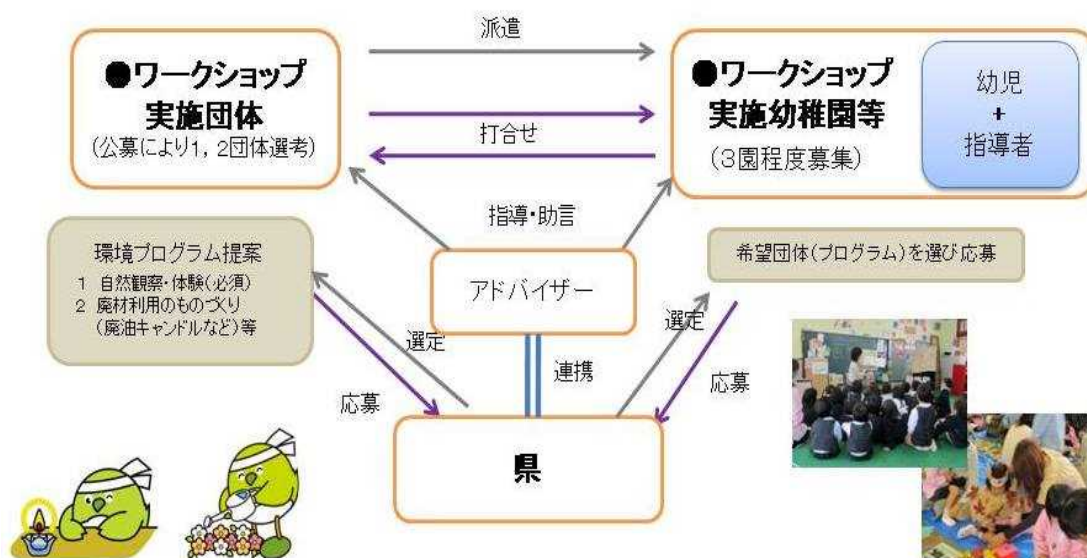
この取組により生じたレジ袋収益金のうち県へいただいた寄付金を活用し、就学前のこどもが楽しみながら環境問題について関心をもつきっかけとなる環境劇の公演を平成22年度から、応募した幼稚園等の中から25カ所程度実施しています。



幼児向け環境ワークショップ研修について

環境劇同様、県へいただいた寄付金を活用し、子どもが楽しみながら環境問題への関心をもつきっかけとなる体験プログラム（環境ワークショップ）を平成24年度から応募した幼稚園等の中から8カ所実施しています。

平成26年度からは、他の幼稚園等の指導者が現地のプログラムに参加することにより、環境ワークショップの指導者の養成も併せて実施します。学んだプログラムをそれぞれの園で実践することで取組を広げていきたいと考えています。



環境学習用DVDの貸出しについて

平成21年6月に県内一斉にスタートしたレジ袋無料配布中止に伴う収益金を活用して環境学習用のDVDを作成し、地域での研修会や学校の環境活動等で広く利用していただくため、各保健所（部）や地球環境対策課で貸し出しを行っています。

「知ろう！大分の環境」

- ①みんなの水辺 ～山と川と海はつながっている～
 (対象) 小学校5.6年生以上
 (内容) 「水の保全」をテーマに、実際に川や海で行われている観察会の様子や注意事項などをはじめ、県内の主な河川等に生息する特徴的な生き物も紹介。
- ②ストップ！地球温暖化 ～きょうから始める身近なエコ～
 (対象) 地域、学校、家庭
 (内容) 地球温暖化対策として、生活の中でできる省エネ活動に取り組むことによって削減できる二酸化炭素の量や県内の環境保全団体の取組事例を紹介。
- ③チャレンジ！1日100g ～3Rでゴミを減らそう～
 (対象) 小学校4年生以上
 (内容) 県内のごみに関する問題、ごみの種類、ゴミを減らす具体的な方法、及び県内の環境保全団体の取組事例を紹介。
- ④大分県のエコエネルギー ～みんなで利用しよう！自然の力～
 (対象) 小学校5.6年生以上
 (内容) 県内で活用されている「太陽光」「風力」「バイオマス」「地熱・温泉熱」などのエコエネルギーについて事例を紹介。

「生物多様性とおおいたの自然」

- (対象) 小学校4年生以上
- (内容) ①生物多様性って何？
 ②大分県内各地の自然と希少生物（9地域別）
 ③大分県にしかない生物

「おおいた環境学習サイト～きらりんネット～」について

このサイトは、人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自ら責任ある行動をもって、環境保全活動に取り組み、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成するため、大分県新環境基本計画に沿った内容で、小学校高学年から中学生(子ども向け)を対象として、県庁ホームページにて提供しています。

- 第1章 豊かな自然と住みよい地域の環境
 - 1 豊かな自然とともに生きる
 - (1) すばらしい自然公園
 - (2) 自然とのふれあい
 - (3) 大分の動物・植物を守ろう
 - (4) おおいたジオパーク構想
 - 2 大分県の温泉
 - (1) 大分県の温泉
 - 3 住みよい地域の環境をつくる
 - (1) 都市部における街路樹の整備
 - (2) 身近な水辺づくり
 - (3) 農林水産業と農山漁村のつはたらき
- 第2章 限りある資源を大切に作る社会
 - 1 大気を守る
 - (1) 大気を守る
 - 2 水を守る
 - (1) 水を守る
 - 3 化学物質とわたしたちの暮らし
 - (1) 化学物質とわたしたちの暮らし
 - 4 資源をくりかえし使う「循環型社会」へ
 - (1) 3Rをすすめよう
 - (2) バイオマスって
- 第3章 地球環境問題への取り組み
 - 1 地球温暖化って
 - (1) どうして地球が暑くなるの？
 - (2) 温室効果ガスは増えているの？
 - (3) 地球温暖化が進むとどうなるの？
 - (4) みんなの約東京議定書
 - (5) 約束を果たすためにはどうすればいいの？
 - 2 エコエネルギーって
 - (1) エネルギー自給率
 - (2) 県内のエコエネルギー
 - 3 二酸化炭素をすいこむ森林
 - (1) 二酸化炭素をすいこむ森林
- 第4章 環境に役立つ産業
 - 1 環境のための技術挑戦
 - (1) 環境技術への挑戦
 - (2) 企業の環境活動を進める
- 第5章 地域みんなで環境を守る
 - 1 環境について考え、行動する
 - (1) こどもエコクラブ～わくわくから出発しよう。地球を守る第一歩～

小・中学校での環境保全に関わる学習活動事例 1

○「炭焼き」体験（院内北部小学校）

【炭になる木は？】



「木の太いほうを上にして、入れるよ。理由がわかるかな？」

【伝統の炭焼き釜】



この窯は、北部小の炭焼き名人と一緒に作った窯だよ。9年目になります。

【炭材を入れる】



「♪カシの木、クリの木、炭になれ♪」

【焚き口をつくる】



「すきまがないように、しっかり赤土粘土でふさいだよ！」

【火入れをする】



「さあ、火入れだよ！」
「煙の色とにおいに注意して、温度チェックも忘れずに！」

【ついに完成！】



…ドキドキ、ハラハラ…
「灰になってないかな？」
…窯を開けると、
「とても立派な炭が！」

炭の良さや木（森林）の大切さについて、講師の方を招いて学習会を行った。そして、保護者の父親部の方と一緒に木の切りだしに行った。その中で、木（くぬぎ・かし・ぶな、など）の種類の違いと炭のでき方を学んだ。また、炭焼き窯の仕組みについても学習し、実際の炭焼き体験につないだ。

温度変化と煙の変化の様子を記録に残しながら、炭ができるまでの過程を体験していった。温度を下げないために、夜通しの火の管理を保護者や講師の協力のもと、行っていった。この体験を5年生の国語の授業で学んだ「森を育てる炭作り」と関連付けながら、「昔の人たちは自然と共存していたこと」や「森を守っていく大切さ」に気づかせることができた。

○「高瀬川源流」体験（高瀬小学校）

学校付近を流れる高瀬川の水質調査と水生昆虫の採集を行った。児童にとっては初めてのパックテスト（水質調査）であり、ほとんど初めてみる水生昆虫に子どもたちから「わあっ」と歓声が上がった。水質調査の専門の方に聞くとこの川は「やや、汚い」という判定であった。

その後、上流つまり源流に向かってどのように水質と水生昆虫の分布が変わっていくか調べていった。少し上流に行くと高瀬川ダムがある。ここでは松原ダムと高瀬川の合流点を見て、下流の高瀬地区の田を潤していることの説明を受け、少し高瀬川ダムが身近に感じられた。

次に、高瀬川の源流に向かった。源流はシオジ原生林という場所である。シオジという木が群生しているのであるが、森林インストラクターから「これは非常に珍しく全国でも類がないことだ」と聞き、それが自分たちの身近にあることに少し誇りを覚えたようであった。



【初めてのパックテスト】



【水生生物の採集調査】



【シオジ原生林へ】

○「身近な森林自然公園と海との結びつき」（直入中学校）

直入中学校の校区内にある「森林自然公園」を散策して、公園を造り上げた事業者の方に、森づくりにかける思いや願いをうかがった。木を植えることで、地球温暖化を防ぐことを改めて詳しく知った。

白杵市黒島での臨海学校では、海岸で地引き網体験を行い、鯛やこのしろ、たこ等の魚が獲れ、海の豊かさを実感した。“森の先生”を招いて「豊かな海の幸を支えているのは森林である」という内容でお話をさせていただいたので、森とのつながりについて考えることができた。



【校区の自然公園】



【黒島での地引き網】



【森の先生の話】

小・中学校での環境保全に関わる学習活動事例 2

地域の川にふれてみよう ～水生生物による川の水質調査～

はるか上流から流れ下ってくる川は、一つの地域だけでは考えることはできない。その流域の生活用水・農業用水としてだけでなく、人々に憩いの場も提供するなど生活を潤している。その川に実際にふれることで、川を知り、環境を考え自分たちの生活を振り返るきっかけになると考える。

1. 川にふれる

ここで紹介する調査法は、幼児から大人までが一緒に活動できるものである。低学年では、川遊びの中で、そこにすむ生き物を探して捕まえたり、水の冷たさや流れの音に気づかせたりしたい。中学年では、採取した生き物の分類や岸辺の観察もできるだろう。さらに高学年になれば、複数の調査箇所の比較や流域の人々の生活とのかかわりについても考えさせていくこともできるだろう。

2. 調査の実際 ～ 駅館川(宇佐)～

駅館川は、県内有数の穀倉地帯の宇佐平野へ流れ農業用水、宇佐市民の飲み水として存在は大きい。その流れを上流・中流・下流と調査していく中で、その存在を改めて認識できるとともに、いくつもの土地を通ってくる“流れ”としての川の姿を考えさせてくれる。



上流



中流



下流

流れも岸の様子も下流とずいぶん違う

広い河原は絶好の遊び場

流れもゆるやか。安心して遊べる。



駅館川水系と調査地点

馬尺館川

宇佐市役所横

宇佐市浄水場取水口

院内町両川

三又(恵良川と津房川の合流地点)

院内町荒瀬橋下

3. 調査の仕方

調査の仕方は、いたって簡単で、まず川幅や水温、川底の様子を記録する。次に、川底の石をめくり、石の周辺に生息する生き物を採取する。その生き物の数や種類で川の水質を判定する。

《用意するもの》

- ・ピンセット（小さな虫をはさむ）・むしめがね
- ・シャーレやパレット（採取した生き物を分類する）
- ・筆記具、記録用紙（保健所でもらえる）



4. 指標生物と判定

そこにすむ指標生物によって水の汚れが判定される。

- I きれいな水にすむ生物** **II 少し汚い水にすむ生物**
- III 汚い水にすむ生物** **IV 大変汚い水にすむ生物**

最近では、“きれいな水にすむ生き物”と“よごれた水にすむ生き物”に分けられることもある。

留意しなければならないのは、これら生き物たちが、“きれい”“きたない”のではなく、その環境で生きていられる強さを持っているのだということである。



指標生物	I										II										判定						
	カワゲラ	ナガレトビケラ	ヤマトビケラ	ヒラタカゲロウ	ヘビトンボ	ミ	アミカ	ウスムシ	サワガニ	コナシメトビケラ	オオシメトビケラ	ヒラタドロシ	ゲンジボタル	コバヤシ	カニヤシ	カニシ	カニシ	カニシ	カニシ	カニシ		カニシ	カニシ	カニシ	カニシ		
市役所	○			○						●	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	II	
両川	○			●	●					○				○												○	I
荒瀬	○			●	●			○		○				○												○	I

調査結果(判定)は調査開始以来同じ判定

判定は、採取された種類と数でおこなう。見つかった生物は記録用紙に○、その中で最も数の多かったものを●と記入し、その●の表れ方で水質を判定する。

このほか、より正確に水質を検査するには指標生物を得点化したBMW Pスコア法やBOD検査法などもある。

(上記資料は保健所発行のパンフレットより転記)

高等学校における環境教育の取組事例

○高校生が「先生に！！」～小・中学生への環境授業～（大分県立日田林工高等学校）

地域の小・中学校の児童・生徒を対象に、高校生が環境教育の出前授業を実施している。環境を大切にすることを育むために、身近な自然環境である森林や木材に関する知識、バイオマス等の生物資源に関する分野を教材にして、小・中学生にも理解を広げる取組を行っている。

【事 例】

○小学生

- ・フィールドワークを通して、校舎周辺の樹木の名前や特徴などを教える。
- ・河川の酸素や窒素量の測定による水質調査を行い、河川環境について教える。

○中学生

- ・木材の活用と環境保全について、日田市の森林率、森林の働き等について教える。
- ・高校生が研究した地域活性化プロジェクト「竹の有効利用」の取組を発表する。

【成 果】

☆小・中学生からは、高校生の授業が分かりやすく、自然や環境、さらに林業への興味を高めることが出来たなど好評を得ている。

☆高校生には、意欲的に取り組もうとする態度が見られており、森林の機能と評価の意義を理解し、森林を持続的に経営する能力と態度が育成されている。



フィールドワークの様子



水質調査の様子



樹木の説明



研究の発表

計 画 策 定 の 経 過

年 月 日	内 容
平成25年1月22日	第1回庁内ワーキンググループにて計画策定の説明
3月 1日	第2回庁内ワーキンググループにて計画の方向性について説明と協議
3月14日	第1回環境教育・ボランティア部会にて計画策定の説明
5月14日	ごみゼロおおいた作戦県民会議にて計画策定を報告
8月27日	第3回庁内ワーキンググループにて計画案について協議
9月26日	第2回環境教育・ボランティア部会にて計画案について協議
11月15日	第4回庁内ワーキンググループにて概要版の説明と計画案についての協議
11月22日	ごみゼロおおいた作戦県民会議にて計画案を報告
12月 6日	常任委員会に計画案を報告
12月13日	第3回環境教育・ボランティア部会にて計画案について協議
平成26年1月20日 ～2月19日	県民意見募集（パブリックコメント）
2月28日	第5回庁内ワーキンググループにて最終案について協議
3月18日	決定・公表

ごみゼロおおいた作戦県民会議環境教育・ボランティア部会委員名簿

氏名	所属および役職等
◎ 木下 和子	NPO法人総合学習研究所 理事長
○ 瀧野 二世	学校法人瀧野学園 理事長
葛西 満里子	NPO法人緑の工房ななぐらす 理事長
加藤 俊一	大分県地球温暖化防止活動推進員
後藤 泰範	大分県青少年団体連絡協議会 会長
佐藤 知博	アートスタジアムオフィス 代表
佐野 八重	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部 准教授
志賀 信幸	大分県立臼杵高等学校 教頭
平 智	公益財団法人大分県老人クラブ連合会 会長
広瀬 健治	NPO法人アシスト・パル・オオイタ 副理事長
柳本 典枝	大分市立日岡小学校 教諭
山中 琢磨	大分県自治会連合会 会長
渡部 恵美子	大分県PTA連合会 母親部
渡邊 和孝	大分県公民館連合会 副会長
渡辺 美和子	大分県高等学校PTA連合会 女性部会長

◎：部会長 ○：副部会長

大分県環境教育等行動計画策定に係る庁内ワーキンググループ参加所属一覧

	所 属 名
生活環境部	生活環境企画課、地球環境対策課、県民生活・男女共同参画課、私学振興・青少年課、環境保全課
農林水産部	農林水産企画課、林産振興室、森との共生推進室、水産振興課
土木建築部	建設政策課、河川課、港湾課、公園・生活排水課
教育委員会	教育改革・企画課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課
合 計	18所属

「大分県環境教育等行動計画」

発行年月 平成26年3月
発行者 大分県生活環境部地球環境対策課
〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号
TEL：097-506-3024
FAX：097-506-1749